

尾張旭市監査公表第4号

令和6年12月5日付け尾張旭市監査公表第29号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年1月14日付け6長第1191号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年1月29日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

健康福祉部長寿課

| 監査の指摘事項  | 措置状況  |
|--|---|
| <p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条により、市の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、城山老人いこいの家浄化槽修繕に係る負担金について、調定を決議することなく、令和6年5月30日に納入の通知をしていた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>         | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、今後、担当者と上司で、納入通知と同時に調定決議を行い、決裁をとるよう業務手順を統一した。</p>                                  |
| <p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、備品のうち、3点は所在が分からず、2点は物品管理規則第18条及び第19条に規定する不用決定及び廃棄に係る決裁等を経ずに廃棄されていた。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p> | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今年度中に全ての備品を確認し、所在不明備品について明らかにした上で、既に廃棄された備品については物品出納員と協議を行った後、廃棄手続を行う。</p>                |
| <p>中央通老人いこいの家において、市長から行政財産目的外使用の許可（法第238条の4第7項に規定される許可をいう。）を得ていない電話柱の存在を確認した。</p> <p>この点、行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供</p>   | <p>当該電話柱については、定例監査後、電話柱設置者と確認・調整を実施し、令和6年10月15日付けで行政財産目的外使用許可申請書の提出を受け、同日付けで行政財産の目的外使用を許可した。</p> <p>併せて、今年度中に老人いこいの家な</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>することと決定した財産をいう（法第238条第4項）ものとされているところ、同課は、電話柱設置者による行政財産の目的外使用に気付かずにいたことになる。なお、行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるものとされており、許可をするのであれば、適切な手続を漏れなく実施されたい。</p>  | <p>ど全ての長寿課管理敷地について、手続が漏れている電話柱等が存在しないか確認する。</p>   |
| <p>同課は、シニアカラオケ大会、高齢者趣味の作品展及びシニアクラブグラウンドゴルフ大会の開催運営を業務内容とする、高齢者健康づくり事業を委託して実施している。当該委託業務の契約は、令和6年5月31日に締結したにもかかわらず、委託先に遅くとも同年3月13日まではシニアカラオケ大会のポスターを作成させ、遅くとも同年4月3日までは同大会の参加者募集をさせていた。</p> <p>契約日以降に契約が履行されるよう、契約事務を適時適切に実施されたい。</p>                           | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>今年度から開催時期を変更し、これまでより早い時期での開催となったため、委託先が令和5年度中に業務を実施してしまったものである。今後、委託先には、契約締結前に事務に着手しないよう注意喚起する。</p> |
| <p>令和6年度紙おむつ給付事業に係る契約（単価契約）において、事業者への見積提出を依頼する際、給付する紙おむつの一覧を添付していたが、そこには品名、サイズ、予定数量だけではなく、紙おむつごとの市の予定単価も記載していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>   | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>参考見積にもらった資料を加工もせず誤って、そのまま使用してしまっていたため、今後見積提出を依頼する際には、添付内容の確認を徹底し、再発防止に努める。</p>                      |
| <p>地域シニアクラブ補助金は、高齢者の教養の向上、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を図ることを目的として、補助事業に要する経費のうち、飲食に要する経費（ただし、熱中症予防のための飲料水等を除く。）などを除いた経費（以下、「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額（その額が50,000円を超える場合は50,000円）を上限として交付するものである。令和6年度は、16の地域シニアクラブから交付申請を受けたが、全ての団体の交付申請書の収支予算書の収支が均衡しておらず、そ</p> | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>交付申請前の3月に、地域シニアクラブに対して、申請用紙の記入説明会を開催する。</p> <p>今後は、内示段階から交付申請について、適切な事務を実施する。</p>                   |

|  |   |
|--|---|
| <p>の記載からは、上限額まで交付決定すべきではないもの又は事業実施の財政的裏付けがうかがえないものとなっていたにもかかわらず、収支予算書に記載された補助対象経費の2分の1に相当する額（その額が50,000円を超える場合は50,000円）を交付決定していた。</p> <p>補助金事務を適切に実施されたい。</p>  |   |
| <p>尾張旭市入札者心得書（平成9年尾張旭市要綱等）によれば、記名及び押印のない入札は無効とされている（同書第17条第8号）。同課は、老人いこいの家管理業務委託に係る見積を依頼する際、見積の無効に関する事項として「尾張旭市入札者心得書第17条に該当する場合」を掲げていたにもかかわらず、見積業者から押印のない見積書を徴取し、同者を採用していた。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>  | <p>指摘事項について、課内で周知徹底を図った。</p> <p>再発防止に向け、今後は、担当者と上司で見積書に押印漏れがないか確認した上で、契約手続をするよう事務を改める。</p>  |
| <p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、敬老祝品給付事業は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p> | <p>指摘後、速やかに総務課に対し掲載を依頼し、公表を行った。</p> <p>本事業は、24種類ある祝品について、それぞれ業者と単価契約するもので、当該単価が要件となる金額を超えていなかったため、公表をしないと判断していたものであり、今後は、公表に悩む場合、事前に総務課と相談するように事務を改めることにし、そのことについて、課内で周知徹底を図った。</p> |